

令和 3 年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市上下水道事業経営等審議会

会長

水洗便所改造奨励金の見直し及び受益者負担金（分担金）一括納付報奨金の見直しについて(答申)

令和 2 年 1 0 月 8 日付け、2 古上下第 8 9 1 号で当審議会に諮問のあった水洗便所改造奨励金の見直し及び受益者負担金（分担金）一括納付報奨金の見直しについて、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、次の通り答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 諮問第 1 号「水洗便所改造奨励金の見直しについて」

水洗便所改造奨励金は昭和 57 年に制度化され、以降、下水道への早期接続に寄与しており、有効な制度である。

浄化槽からの改造工事費用は、くみ取り式便所からの改造工事費用と比較し安価であること、また、浄化槽設置に際し別途補助金の交付がされていることなど、浄化槽の改造奨励金については昨今の金利等を考慮し、見直すべきと考える。

また、くみ取り式便所の改造奨励金については、対象を大便器の個数ではなく、二家屋とすることが妥当だと考える。

以上を踏まえ、以下を本諮問の結論とする。

- ・大便器については、50,000 円/個を 50,000 円/家屋とする。
- ・浄化槽については、50,000 円/基を 20,000 円/基とする。

2 諮問第 2 号「受益者負担金(分担金)一括納付報奨金の見直しについて」

下水道事業は、独立採算を原則としており、受益者負担金(分担金)は貴重な経営資源である。他方、受益者負担金(分担金)一括納付報奨金については、事務手続きの簡素化、収納率の向上などに寄与してきた。しかしながら、制度設計当初の年利 7.2%

を計算の基礎とした一括納付報奨金の率約 17%は、低金利の昨今、他自治体と比較して高すぎると感じるのもまた事実である。

加えて、報奨金の額に上限がない現行制度も再考の余地があると考え。特に大規模開発等の場合、その報奨金の額は跳ね上がることになるが、一般市民に不利益があつてはならない。そこで、過去の申請結果等を確認したところ、上限 10 万円とすれば面積にして 300 坪余りの場合に適用されることになるため、一般市民への影響は少ないと思慮される。

以上を踏まえ、以下を本諮問の結論とする。

- ・ 報奨金の率を約 17%から 10%に引き下げる。
- ・ 報奨金の額については、10 万円を上限とする。

(付帯意見)

本改定に当たっては、受益者の理解が不可欠であり、その時期や必要性について、十分な周知・広報に努められたい。

以上

古賀市上下水道事業経営等審議会
会長

副会長

委員